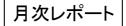
基準日: 2018年1月31日







BNYメロン・新興国ハイインカム・バランス(毎月分配型)

追加型投信/海外/資産複合

[愛称]エマージング・バランス

基準価額および純資産総額の推移 (円) (百万円) 15.500 2.400 税引き前分配金再投資基準価額(左軸) 2,000 13.500 基準価額(左軸) 11,500 1.600 9,500 1.200 7 500 800 400 5.500 3.500 0 2011/6/30 2013/9/12 2015/12/8

※基準価額は1万口あたりとなっています。基準価額、税引き前分配金再投資基準価額は信託報酬控除後のものです。

ファンド騰落率

| | 1ヵ月 | 3ヵ月 | 6ヵ月 | 1年 | 3年 | 5年 | 設定来 |
|------|--------|--------|--------|---------|--------|--------|---------|
| ファンド | +0.32% | 十1.75% | +2.01% | +10.23% | -5.44% | +3.44% | +24.01% |

※騰落率は、基準価額に税引き前分配金を再投資して計算しています。

資産別構成

| 資産名 | 構成比 |
|---------------------------------|--------|
| 世界新興国ソブリン・ファンド(適格機関投資家限定) | 68.3% |
| JM・エマージング・マーケッツ・エクイティ・インカム・ファンド | 29.8% |
| 現金等 | 1.9% |
| 合計 | 100.0% |

※ファンドの純資産総額を100%として計算した値です。

コメント

当ファンドの当月(1月)末の基準価額は4,375円となり、月間の基準価額の騰落率(税引き前分 配金再投資後ベース)は+0.32%となりました。設定来、当月末までの基準価額の騰落率は +24.01%となっています。

主要投資対象ファンド(1)(世界新興国ソブリン・ファンド(適格機関投資家限定))は、新興国通貨 が対日本円でまちまちの展開となる中、為替要因はマイナス寄与となったものの、新興国現地 通貨建てソブリン債市場で上昇となる国が目立つ中、債券要因はプラス寄与となり、全体では プラスのパフォーマンスとなりました。

主要投資対象ファンド②(JM・エマージング・マーケッツ・エクイティ・インカム・ファンド)は、当 ファンドの2018年2月20日の信託期間終了(繰上償還)に向けて、すべての保有株式の売却を 行いました。

当月末において、現地通貨建て新興国ソブリン債券と新興国好配当株式の配分比率はそれぞ れ、70%、30%(現金等を除く)となっており、基本組入比率(債券70%、株式30%)と一致した配分と なっております。

「BNYメロン・新興国ハイイカムバランス(毎月分配型)ファンド」は、2018年2月20日をもって信託 期間が終了し、繰上償還となります。皆様のご愛顧に心から感謝申し上げます。

月次レポートは本レポート(データ基準日:2018年1月31日)をもって最終とさせていただきます。

ファンド概要

| 設定日 | 2011年6月30日 |
|------|------------------------|
| 信託期間 | 2018年2月20日(繰上償還) |
| 決算日 | 毎月25日 (休業日の場合は翌営業日) |

も準価額および純資産総

| 基準価額 | 4,375円 |
|--------|--------|
| (前月末比) | +14円 |
| 純資産総額 | 381百万円 |

分配金実績(1万口あたり、税引き前)

| | 決算日 | 分配金 |
|------|---------------|-----|
| 第75期 | (2017年9月25日) | 20円 |
| 第76期 | (2017年10月25日) | 20円 |
| 第77期 | (2017年11月27日) | 20円 |
| 第78期 | (2017年12月25日) | 0円 |
| 第79期 | (2018年1月25日) | 0円 |

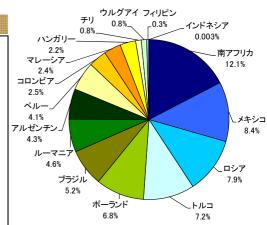
直近1年間分配金合計

設定来分配金累計 7,320円

200円

国別配分

2018/1/31



※投資対象ファンドである、①世界新興国ソブリン・ファンド(適 格機関投資家限定)の債券部分と②JM・エマージング・マ ケッツ・エクイティ・インカム・ファンドの株式部分の月末時点に おける国別配分について、当ファンドにおける月末時点の組入 比率を基に算出した参考データです。

※端数処理の関係上合計が100%にならない場合があります。

●当資料は、ファンドの運用状況に関する情報提供を目的としてBNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社が作成したものです。●当資料に記載の運用 実績に関するグラフ、図表、数値その他いかなる内容も過去のものであり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。●当ファンドは、主に債 券および株式等値動きのある証券(外貨建証券は為替変動リスクもあります。)を投資対象としているため、基準価額は変動します。特に、投資する外国の債券およ び株式の価格変動は、為替の変動を含めて大きくなることがありますので、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。したがって、運用実績は市場環境等 により変動し、元金を割り込むことがあります。●当ファンドの運用により生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。ファンドは投資元本が保証されてい るものではありません。●当ファンドの投資リスクについては投資信託説明書(交付目論見書)の「投資リスク」をご覧ください。

設定・運用は BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

金融商品取引業者:関東財務局長(金商)第406号

基準日: 2018年1月31日







BNYメロン・新興国ハイインカム・バランス(毎月分配型)

追加型投信/海外/資産複合

[愛称]エマージング・バランス

主要投資対象ファンド①(世界新興国ソブリン・ファンド(適格機関投資家限定))の運用状況



※BNYメロン・新興国ハイインカム・バランスの設定日(2011年6月30日)における主要投資対象ファンド①の1万口あたり基準価額を10,000として指数化しています。 上記指数は、税引き前分配金を再投資して計算しています。

ポートフォリオの特性値(マザーファンド)

| MANUSAKAKAKAKAKAKAKA | | |
|----------------------|---------|--------|
| | ポートフォリオ | ベンチマーク |
| 銘柄数 | 53 | 171 |
| 平均直接利回り | 7.77% | - |
| 平均最終利回り | 7.79% | 6.13% |
| 平均デュレーション | 5.76年 | 4.82年 |
| 平均残存年数 | 8.50年 | 7.01年 |
| 平均格付け | BBB | BBB |
| 債券組入比率 | 96.5% | _ |

※ポートフォリオの銘柄数、平均直接利回り、平均最終利回り、平均デュレーション、平均残存年数、平均格付け、債券組入比率は、再委託先であるBNYメロン・アセット・マネジメント・ノースアメリカ・コーポレーションのデータを基にBNYメロン・アセット・マネジメント株式会社が算出しております。 ※格付はS&P、Moody'sのうち、いずれか高い格付を採用し、S&P表記法で記載しています。 ※ペンチマークは、UPモルガンGBI-EM Diversified指数(円ペース)です。

ファンド騰落率

| | 1ヶ月 | 3ヶ月 | 6ヶ月 | 1年 | 3年 | 5年 | 設定来 |
|------|--------|--------|--------|---------|--------|---------|---------|
| ファンド | +0.74% | +4.08% | +4.90% | +13.76% | +3.77% | +12.49% | +39.51% |

※設定来は、BNYメロン・新興国ハイインカム・バランスの設定日(2011年6月30日)からのパフォーマンスです。

コメント

当月、世界債券は、一部の地域や国を除き、概して軟調に推移しました。欧米国債市場は、米国政府機関の一部閉鎖や25日に開催された欧州中央銀行 (ECB)政策理事会後の記者会見でドラギ総裁が年内の政策金利変更の可能性について否定的な発言をしたことなどを受けて短期的に買い戻される場面もありましたが、世界経済は今後も堅調な推移が続くとの見方が強まったことに加え、金融市場調節における超長期国債の買い入れ減額を受けて日銀の量的緩和縮小への思惑が浮上したことや中国当局者が米国債購入の減額・停止を勧告したとの報道などを受けて、月を通じて売り優勢の展開が続きました。また、米国の期待インフレ率が上昇したことなどを背景に、債券から株式に投資資金を移す動きが強まったことも下落要因となりました。ハイイールド債券市場は、好調な企業決算や商品市況の上昇などを受けて対米国債スプレッド(利回り格差)が縮小したことから、先進国国債市場を上回るパフォーマンスとなりました。商品市況は、工業用金属がほぼ横ばいとなったものの、米ドル安が進行したことなどから、エネルギーや貴金属などが昨年末対比で上昇しました。原油は、イランの反政府デモの発生など地政学リスクが意識されたこと、米国の原油在庫の減少が続いたこと、主要産油国の減産継続への期待など背景に、月を通じて買い優勢の展開が続きました。こうした中、現地通貨建て新興国債券市場は上昇となる国が目立つ展開となり、JPモルガンGBI-EM Diversified指数は、米ドルベースで前月比+4.41%となりました。国別のパフォーマンスでは、ペルー、南アフリカ、トルコなどが上昇となりました。一方、ウルグアイなどは下落となりました。為替市場では、対米ドルで新興国通貨の上昇が目立つ中、メキシコ・ペソ、チェコ・コルナ、コロンビア・ペソ、ポーランド・ズロチ、ブラジル・レアルなどが上昇となった一方、アルゼンチン・ペソ、ナイジェリア・ナイラなどは下落となりました。

当月、主要投資対象ファンドのパフォーマンスは+0.74%となりました。為替要因はマイナス寄与となったものの、債券要因はプラス寄与となり、全体ではプラスのパフォーマンスとなりました。

通貨配分では、相対的に経済ファンダメンタルズが良好で割安感のあるアルゼンチン・ペソ、インドネシア・ルピア、インド・ルピー、ポーランド・ズロチ、コロンビア・ペソ、割安感のあるチェコ・コルナ、マレーシア・リンギ、トルコ・リラ、シンガポール・ドルなどの通貨をベンチマーク比高めの配分としています。一方、政府による政策余地の期待が小さく、経済成長の見通しが弱めなルーマニア・レイ、タイ・バーツ、交易条件の悪化などから韓国ウォン、台湾ドル、フィリピン・ペソ、香港ドル、ハンガリー・フォリントなどの通貨をベンチマーク比低めの配分としています。国別配分では、利回り低下が見込まれるアルゼンチン、コロンビア、チリ、メキシコ、ロシア、ペルー、南アフリカなどをベンチマーク比高めの配分としています。一方、割高感のあるマレーシアなどをベンチマーク比低めの配分としています。

当マザーファンドにおいては、半年以上に亘り、新興国市場の割安感に加え、これまで懸念となっていた米国金融政策、中国の景気減速、商品市況の低迷といった外部要因に変化や改善が見られたことから、通貨や債券のポジションを引き上げるなど、資産配分の調整を慎重に行って参りました。新興国債券市場は引き続き投資妙味があると見ています。その理由として、米国の金利正常化へ向けた姿勢は広く認知されており、市場への影響は和らぎつつあること、商品相場では、より均衡のとれた需給バランスを背景に、引き続き安定した商品価格の推移が想定されることなどが挙げられます。

(注)実質的な運用を行うマザーファンドに係わる説明です。 出所:BNYメロン・アセット・マネジメント・ノースアメリカ・コーポレーション

※上記は、主要投資対象ファンド①(世界新興国ソブリン・ファンド(適格機関投資家限定))の当月末時点のデータに基づいて作成しています。

●当資料は、ファンドの運用状況に関する情報提供を目的としてBNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社が作成したものです。●当資料に記載の運用 実績に関するグラフ、図表、数値その他いかなる内容も過去のものであり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。●当ファンドは、主に債 券および株式等値動きのある証券(外貨建証券は為替変動リスクもあります。)を投資対象としているため、基準価額は変動します。特に、投資する外国の債券およ び株式の価格変動は、為替の変動を含めて大きくなることがありますので、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。したがって、運用実績は市場環境等 により変動し、元金を割り込むことがあります。●当ファンドの運用により生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。ファンドは投資元本が保証されてい るものではありません。●当ファンドの投資リスクについては投資信託説明書(交付目論見書)の「投資リスク」をご覧ください。

設定・運用は BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

金融商品取引業者:関東財務局長(金商)第406号

基準日: 2018年1月31日







BNYメロン・新興国ハイインカム・バランス(毎月分配型)

追加型投信/海外/資産複合

[愛称]エマージング・バランス

主要投資対象ファンド(1)(世界新興国ソブリン・ファンド(適格機関投資家限定))の運用状況

組入れ上位10銘柄(マザーファンド)

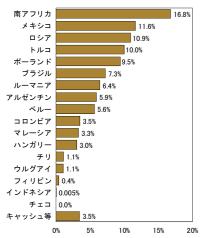
| 順位 | 銘柄名 | 国名 | 通貨 | クーポン | 償還日 | 組入比率 1 |
|----|-------------------|-------|-----------|---------|------------|--------|
| 1 | 南アフリカ国債 | 南アフリカ | 南アフリカ・ランド | 10.500% | 2026/12/21 | 11.1 |
| 2 | ルーマニア国債 | ルーマニア | ルーマニア・レイ | 5.850% | 2023/04/26 | 5.6 |
| 3 | ブラジル国債 | ブラジル | ブラジル・レアル | 10.000% | 2023/01/01 | 5.5 |
| 4 | メキシコ国債 | メキシコ | メキシコ・ペソ | 5.750% | 2026/03/05 | 5.2 |
| 5 | ロシア国債 | ロシア | ロシア・ルーブル | 7.000% | 2023/08/16 | 4.5 |
| 6 | ロシア国債 | ロシア | ロシア・ルーブル | 8.150% | 2027/02/03 | 4.1 |
| 7 | トルコ国債 | トルコ | トルコ・リラ | 10.400% | 2024/03/20 | 4.0 |
| 8 | トルコ国債 | トルコ | トルコ・リラ | 10.500% | 2020/01/15 | 3.9 |
| 9 | 南アフリカ国債 | 南アフリカ | 南アフリカ・ランド | 7.000% | 2031/02/28 | 3.3 |
| 10 | メキシコ国営石油公社(ペメックス) | メキシコ | メキシコ・ペソ | 7.190% | 2024/09/12 | 3.1 |

※ ファンドの再委託先であるスタンディッシュ社の データによります。

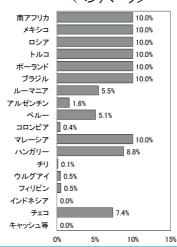
1. 組入比率は、対マザーファンド純資産総額比率 となっております。

国別構成比率(マザーファンド)

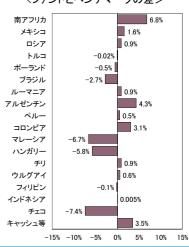
〈ファンド〉



〈ベンチマーク〉

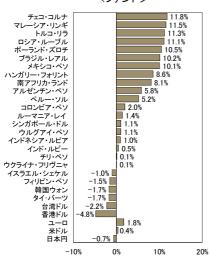


〈ファンドとベンチマークの差〉

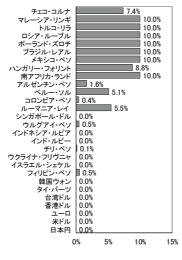


通貨別構成比率(マザーファンド)

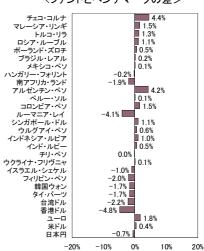
〈ファンド〉



〈ベンチマーク〉



〈ファンドとベンチマークの差>



※ベンチマークは、JPモルガンGBI-EM Diversified指数(円ベース)です。
※上記は、主要投資対象ファンド①(世界新興国ソブリン・ファンド(適格機関投資家限定))の当月末時点のデータに基づいて作成しています。

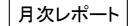
出所: BNYメロン・アセット・マネジメント・ノースアメリカ・コーポレーション、JPMorgan

●当資料は、ファンドの運用状況に関する情報提供を目的としてBNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社が作成したものです。●当資料に記載の運用 実績に関するグラフ、図表、数値その他いかなる内容も過去のものであり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。●当ファンドは、主に債 券および株式等値動きのある証券(外貨建証券は為替変動リスクもあります。)を投資対象としているため、基準価額は変動します。特に、投資する外国の債券およ び株式の価格変動は、為替の変動を含めて大きくなることがありますので、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。したがって、運用実績は市場環境等 により変動し、元金を割り込むことがあります。●当ファンドの運用により生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。ファンドは投資元本が保証されてい るものではありません。●当ファンドの投資リスクについては投資信託説明書(交付目論見書)の「投資リスク」をご覧ください。

設定・運用は BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

金融商品取引業者:関東財務局長(金商)第406号

基準日: 2018年1月31日







BNYメロン・新興国ハイインカム・バランス(毎月分配型)

追加型投信/海外/資産複合

[愛称]エマージング・バランス

主要投資対象ファンド②(JM・エマージング・マーケッツ・エクイティ・インカム・ファンド)の運用状況



※BNYメロン・新興国ハイインカム・バランスの設定日(2011年6月30日)における主要投資対象ファンド②の1万口あたり純資産価格を10,000として指数化しています。 上記指数は、税引き前分配金を再投資して計算しています。

資産構成

| 資産名 | 構成比 |
|-------|---------|
| 株式 | 0. 0% |
| 現金等 * | 100. 0% |
| 合計 | 100.0% |

* 合計から株式の構成比を差し引いたものを表示しており、現金の他、未収金・未払金等を含みます。 ※ 上記構成比はファンドの純資産総額を100%として計算した値です。

組入銘柄数と予想配当利回り

主要投資対象ファンドは、当ファンドの2018年2月20日の信託終了(繰上 償還)に向けて、すべてのポジションの解消を行ったことから基準日時点 での投資ポジションはございません。

ファンド騰落率

| | | 1ヶ月 | 3ヶ月 | 6ヶ月 | 1年 | 3年 | 5年 | 設定来 |
|---|------|--------|--------|--------|--------|---------|--------|---------|
| ſ | ファンド | -0.32% | -2.33% | -1.95% | +8.35% | -14.80% | +5.57% | +25.33% |

※設定来は、BNYメロン・新興国ハイインカム・バランスの設定日(2011年6月30日)からのパフォーマンスです。

コメント

主要投資対象ファンドの当月の騰落率は-0.32%となりました。

主要投資対象ファンドは、当ファンドの2018年2月20日の信託期間終了(繰上償還)に向けて、すべての保有株式の売却を行いました。

※上記は、主要投資対象ファンド②(JM・エマージング・マーケッツ・エクイティ・インカム・ファンド)の当月末時点のデータに基づいて作成しています。

●当資料は、ファンドの運用状況に関する情報提供を目的としてBNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社が作成したものです。●当資料に記載の運用実績に関するグラフ、図表、数値その他いかなる内容も過去のものであり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。●当ファンドは、主に債券および株式等値動きのある証券(外貨建証券は為替変動リスクもあります。)を投資対象としているため、基準価額は変動します。特に、投資する外国の債券および株式の価格変動は、為替の変動を含めて大きくなることがありますので、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。したがって、運用実績は市場環境等により変動し、元金を割り込むことがあります。●当ファンドの運用により生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。ファンドは投資元本が保証されているものではありません。●当ファンドの投資リスクについては投資信託説明書(交付目論見書)の「投資リスク」をご覧ください。

設定・運用は BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

金融商品取引業者:関東財務局長(金商)第406号

基準日: 2018年1月31日







BNYメロン・新興国ハイインカム・バランス(毎月分配型)

追加型投信/海外/資産複合

[愛称]エマージング・バランス

主要投資対象ファンド②(JM・エマージング・マーケッツ・エクイティ・インカム・ファンド)の運用状況

組入株式の通貨別構成

組入株式の国別構成

組入株式の業種別構成

主要投資対象ファンドは、当ファンドの2018年2月20日の信託終了(繰上償還)に向けて、すべてのポジションの解消を行ったことから基準日時点での投資ポジションはございません。

組入上位10銘柄

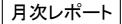
主要投資対象ファンドは、当ファンドの2018年2月20日の信託終了(繰上償還)に向けて、すべてのポジションの解消を行ったことから基準日時点での投資ポジションはございません。

●当資料は、ファンドの運用状況に関する情報提供を目的としてBNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社が作成したものです。●当資料に記載の運用 実績に関するグラフ、図表、数値その他いかなる内容も過去のものであり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。●当ファンドは、主に債 券および株式等値動きのある証券(外貨建証券は為替変動リスクもあります。)を投資対象としているため、基準価額は変動します。特に、投資する外国の債券およ び株式の価格変動は、為替の変動を含めて大きくなることがありますので、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。したがって、運用実績は市場環境等 により変動し、元金を割り込むことがあります。●当ファンドの運用により生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。ファンドは投資元本が保証されてい るものではありません。●当ファンドの投資リスクについては投資信託説明書(交付目論見書)の「投資リスク」をご覧ください。

設定・運用は BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

金融商品取引業者:関東財務局長(金商)第406号

基準日: 2018年1月31日







BNYメロン・新興国ハイインカム・バランス(毎月分配型)

追加型投信/海外/資産複合

[愛称]エマージング・バランス

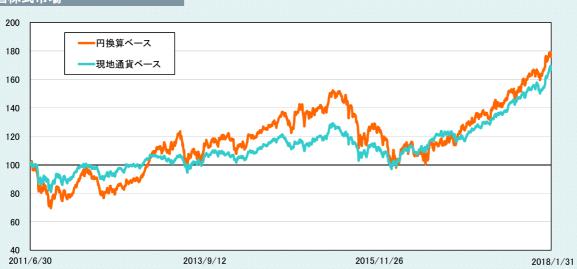
市場動向(ご参考) 2018年1月末現在

新興国債券市場



※JPモルガンGBI-EM Diversified指数(現地通貨ベースおよび円ベース)。現地通貨ベース、円ベースともに、BNYメロン・新興国ハイインカム・バランスの設定日(2011年6月30日)を100として指数化しています。 出前: JPMorean

新興国株式市場



※MSCI エマージング・マーケット・インデックス*(配当込み、現地通貨ベースおよび円換算ベース)。現地通貨ベース、円換算ベースともに、BNYメロン・新興国ハイインカム・バランスの設定日(2011年6月30日)を100として指数化しています。 ※円換算ベースは、MSCI エマージング・マーケット・インデックス(米ドルベース)をもとに、BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社が独自に円換算して計算したものです。

※円換算ベースは、MSCI エマージング・マーケット・インデックス(米ドルベース)をもとに、BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社が独自に円換算して計算したものです。
*MSCI エマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した、新興国で構成された浮動株数ベースの時価総額株価指数です。当指数に関する著作権、およびその他知的所 有権はMSCI Inc.に帰属しております。MSCI Inc.が指数構成銘柄への投資を推奨するものではなく、MSCI Inc.は当指数の利用に伴う如何なる責任も負いません。 出所:モルガンスタンレー・キャピタル・インターナショナル(MSCI Inc.)。

●当資料は、ファンドの運用状況に関する情報提供を目的としてBNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社が作成したものです。●当資料に記載の運用実績に関するグラフ、図表、数値その他いかなる内容も過去のものであり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。●当ファンドは、主に債券および株式等値動きのある証券(外貨建証券は為替変動リスクもあります。)を投資対象としているため、基準価額は変動します。特に、投資する外国の債券および株式の価格変動は、為替の変動を含めて大きくなることがありますので、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。したがって、運用実績は市場環境等により変動し、元金を割り込むことがあります。。●当ファンドの運用により生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。ファンドは投資元本が保証されているものではありません。●当ファンドの投資リスクについては投資信託説明書(交付目論見書)の「投資リスク」をご覧ください。

設定・運用は BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

金融商品取引業者:関東財務局長(金商)第406号







追加型投信/海外/資産複合

[愛称]エマージング・バランス

手続•手数料等

お申込みメモ

| お申込みメモ | |
|---------------------------|--|
| 購入単位 | 販売会社が定める単位 収益分配金を再投資する場合は1口の整数倍とします。 ※「一般コース」および「自動継続投資コース」があります。詳しくは、販売会社までお問い合わせください。 |
| 購入価額 | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額 ※ファンドの基準価額は1万口当たりで表示しています。 |
| 購入代金 | 販売会社が定める期日までにお支払いください。 |
| 換金単位 | 販売会社が定める単位 |
| 換金価額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額 |
| 換金代金 | 原則として換金申込受付日から起算して7営業日目より、申込みの販売会社でお支払いします。 |
| 購入・換金 申込不可日 | 1. ニューヨークの取引所の休場日および銀行の休業日2. 1.の日本における前営業日3. ルクセンブルグの取引所の休場日および銀行の休業日 |
| 申込締切時間 | 営業日の午後3時までに販売会社が受付けた分を当日の申込み分とします。 |
| 購入の申込期間 | 平成29年9月27日~平成30年2月15日 ※当ファンドは、繰上償還にかかる書面決議が可決されましたので、申込期間は平成30年2月15日までとなり、申込期間は、更新 されません。 |
| 換金制限 | 信託財産の資金管理を円滑に行うため、委託会社の判断により、大口のご換金の場合には制限を設けさせて いただく場合があります。 |
| 購入・換金 申込受付中止 および取消し | 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情がある ときは、委託会社は、受益権の購入・換金の申込みの受付けを中止することおよびすでに受付けた申込みの 受付けを取消す場合があります。 |
| 信託期間 | 平成30年2月20日まで(当初信託設定日:平成23年6月30日) ※当ファンドの信託期間は無期限とさせて頂いておりましたが、繰上償還にかかる書面決議が可決されましたので、平成30年2月 20日をもって繰上償還いたします。 |
| 繰上償還 | 受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合等には、繰上償還することがあります。 |
| 決算日 | 毎月25日(休業日の場合は翌営業日) |
| 収益分配 | 毎月決算時に、収益分配方針に基づき分配を行います。 ※「自動継続投資コース」の場合、収益分配金は税引き後再投資されます。 |
| 信託金の限度額 | 2,500億円 |
| 公告 | 日本経済新聞に掲載します。 |
| 運用報告書 | 毎特定期間(原則として、毎年6月26日から12月25日までおよび12月26日から翌年6月25日まで)終了後および 償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。 |
| 課税関係 | 課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 |



追加型投信/海外/資産複合

[愛称]エマージング・バランス

手続·手数料等

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

| | | | 投資家が直接的に負 | 負担する費用 | | | |
|--|---|--|---------------|--|--|--|--|
| 購 | 入時手数料 | 3.78%(税抜 3.5%)を上限として販売会社が 定める手数料率を、購入申込受付日の翌営業 日の基準価額に乗じて得た額となります。 ※自動継続投資契約に基づいて収益分配金を再投資 する場合は、申込手数料はかかりません。 | | ≪当該手数料を対価とする役務の内容≫ 販売会社が、商品および関連する投資環境の説明および情報 提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入 時に頂戴するものです。 | | | |
| 信 | 託財産留保額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.1%の率を乗じて得た額とします。 | | 受益者が、投資信託を解約する際に支払う費用のことで、長期 に保有する受益者との公平性を確保するため、信託財産中に 留保されるものです。 | | | |
| | | 投資 | 資家が信託財産で間接 | 的に負担する費用 | | | |
| 運用管理費用 (信託報酬) 毎日、信託財産の純資産総額に <mark>年率1.1664%</mark> 運用管理費用(信託報酬)は、毎計算期末また(運用管理費用(信託報酬)の配分は、以下のとも | | | ₩)は、毎計算期末または(| 言託終了のとき、信託財産中から支払われます。 | | | |
| | 各販売会社の 純資産総額 | 50億円以下の部分 | 50億円超の部分 | ≪当該運用管理費用を対価とする役務の内容≫ | | | |
| | (委託会社) | 年率0.20%(税抜) | 年率0.15%(税抜) | 信託財産の運用指図、目論見書・運用報告書の作成等 | | | |
| | (販売会社) | 年率0.85%(税抜) | 年率0.90%(税抜) | 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等 | | | |
| | (受託会社) | 年率0.03 | %(税抜) | 信託財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行、信託 財産の計算等 | | | |
| 投 | 投資対象とする 投資信託証券の 管理報酬等 ・世界新興国ソブリン・ファンド(適格機関投資家限・・・・純資産総額に対して年率0.6048%(税抜0.56・ニッポン・オフショア・ファンズーJM・エマージング・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | | | %) | | | |
| 実質的な負担 年率1.86276%程度(概算) ※上記各投資信託証券を基本組入比率で組入れたものは 管理報酬等には年間最低報酬額が定められている場 上回る場合があります。 | | | | として計算しています。 場合もあるため、純資産総額によっては年率換算で上記の信託報酬率を | | | |
| | その他費用・ 手数料 監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用、目論見書等の作成、印刷および交付費用ならびに公告費等、その他の管理、運営にかかる費用、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等が、信託財産し支払われます。 (注)この他に、投資対象とする投資信託証券においても、上記費用に類する費用がかかります。 | | | | | | |

※上記費用の総額につきましては、投資家の皆様の保有される期間等により異なりますので、表示することができません。

税 金

◆その他費用・手数料については、資産規模および運用状況等により変動しますので、料率、上限額等を表示することができません。

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資家の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時 期 | 項目 | 税 金 |
|----------------------|-----------------------|---|
| 分 配 時 | 所得税、復興特別所得税 および地方税 | 配当所得として課税 普通分配金に対して20.315% |
| 換金 (解約)時 および償 還 時 | 所得税、復興特別所得税 および地方税 | 譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315% |

[※]上記は、平成29年8月末現在のものです。

[※]少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」、未成年者少額投資非課税制度「愛称:ジュニアNISA(ジュニアニーサ)」をご利用の場合 毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、 販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社までお問い合わせください。

[※]法人の場合は、上記とは異なります。

[※]税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家にご確認されることをお勧めします。



追加型投信/海外/資産複合

[愛称]エマージング・バランス

収益分配金に関する留意事項

●分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その 金額相当分、基準価額は下がります。

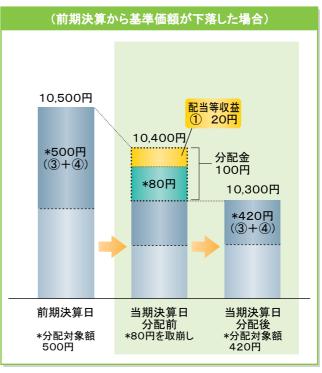
> 投資信託で分配金が 支払われるイメージ



●分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

(計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)





- (注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。 分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。
 - ※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。
- ●受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当 する場合があります。

ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

(分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合) 普通分配金 ※元本払戻金(特別分配 元本払戻金 (特別分配金) 金)は実質的に元本の 一部払戻しとみなされ、 その金額だけ個別元本 が減少します。また、 受益者の 支払後 購入価額 元本払戻金(特別分配 基準価額 金)部分は非課税扱い となります。 (当初個別元本) 個別元本



普通分配金:個別元本(受益者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金):個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額 だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、投資信託説明書(交付目論見書)の「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照下さい。





追加型投信/海外/資産複合

[愛称]エマージング・バランス

投資リスク

基準価額の変動要因(主な投資リスク)

当ファンドは、国内外の投資信託証券を主要投資対象としていますので、投資する投資信託証券の基準価額の変動(投資信託証券が投資する外貨建資産には為替変動もあります。)により、当ファンドの基準価額は大きく変動することがあります。

当ファンドは、元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により解約・償還金額が投資元本を下回り、損失を被る可能性があります。運用により信託財産に生じた利益または損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドは、預貯金とは異なります。預金保険または保険契約者保護機構の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。

| 価格変動リスク | 投資信託証券を通じて投資を行う債券、株式等の価格動向は、個々の企業の活動や国内および国際的な政治・経済情勢の影響を受けます。そのため、当ファンドの投資成果は、組入れ投資信託の価格変動があった場合、元本欠損を含む重大な損失が生じる場合があります。 当ファンドが主として実質的に投資する新興国の債券市場および株式市場は、欧米等の先進国の債券市場および株式市場に比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向が考えられます。 |
|-----------|---|
| 信用リスク | 債券、株式等の価格は、発行体の信用リスクを伴います。発行体に経営不安、財務状況の悪化等が 生じた場合、またはそれらが予想される場合には、価格が下落するリスクがあります。 |
| カントリー・リスク | 新興国に投資する場合、投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資金凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など)などにより、運用上予期しない制約を受ける可能性があります。また、情報の開示などの基準が先進国とは異なることから、投資判断に際して正確な情報を十分に確保できない場合があります。加えて、税制においても先進国と異なる場合があり、一方的に税制が変更されることもあります。以上のような要因は、ファンドの価値を大幅に変動または下落させる可能性があります。 |
| 流動性リスク | 流動性リスクは、有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく希望する時期に 希望する価格で売却することが不可能となることあるいは売り供給がなく希望する時期に希望する 価格で購入することが不可能となること等のリスクのことをいいます。流動性リスクが小さい資産 とは、注文執行後、希望価格で売却可能な資産のことをいいます。市場規模や取引量が小さい市場 に投資する場合、また市場環境の急変等があった場合、流動性の状況によって期待される価格で 売買できないことがあり基準価額の変動要因となります。 特に、新興市場の銘柄は、一般的に流動性が低く、価格変動も大きい傾向があります。 |
| 為替変動リスク | 為替変動リスクは、外国為替相場の変動により外貨建資産の価額が変動するリスクのことをいいます。外貨建資産を保有する場合、当該通貨と円の為替変動の影響を受け、損失が生じることがあります。当該資産の通貨に対して円高になった場合にはファンドの基準価額が値下がりする要因となります。 |

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

クーリング・オフ

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の 適用はありません。

収益分配金に かかる留意点

- ・ 収益分配金は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の利子・配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。したがって、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間中におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・ 受益者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の全額または一部が、実質的には元本の 一部払い戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準 価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- ・収益分配金は、ファンドの純資産から支払われますので、収益分配金の支払後の純資産は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に収益分配金の支払を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比較して下落することになります。



追加型投信/海外/資産複合

[愛称]エマージング・バランス

投資リスク

リスクの管理体制

ファンドの運用におけるリスク管理については、運用部門における日々のモニタリングに加えて、運用部門から独立した組織体制においても行っています。

[投資政策委員会]

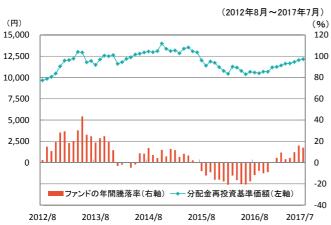
ファンドの運用計画案の審議、運用実績の評価、運用に関する法令および内部規則の遵守状況の確認、最良執行に関する方針の策定および確認を行います。

[コンプライアンス・リスク管理委員会]

コンプライアンスおよびリスク管理に関わる事項等の審議・決定を行い、委託会社の 法令遵守・リスク管理として必要な内部管理態勢を確保します。

参考情報

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

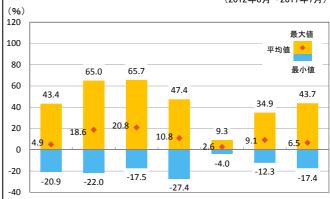


- * 年間騰落率は、2012年8月~2017年7月の各月末における直近1年間の騰落 率を示しています。
- * 年間騰落率は、税引き前収益分配金を分配時に再投資したものとして計算 しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合が あります。また、分配金再投資基準価額は、税引き前収益分配金を分配時に 再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があり ます。

当ファンドと代表的な資産クラス*との騰落率の比較

グラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

(2012年8月~2017年7月)



当ファンド 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債

- * グラフは、2012年8月~2017年7月の5年間の各月末における直近1年間の 騰落率の平均値・最大値・最小値を、当ファンドおよび他の代表的な資産 クラスについて表示したものです。
 - 当ファンドについては、税引き前収益分配金を分配時に再投資したものとして 計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる 場合があります。
- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※ 各資産クラスの指数

日本株 東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)

東京証券取引所市場第一部に上場する全ての日本企業(内国普通株式全銘柄)を対象として算出した株価指数で、配当を考慮したものです。

先進国株 MSCI-KOKUSAIインデックス (配当込み、円ベース)

MSCI Inc. が算出・公表している、日本を除く先進国の株式を対象として算出されたグローバルな株価指数で、配当を考慮したものです。

新興国株 MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)

MSCI Inc. が算出・公表している、世界の新興国の株式を対象として算出された株価指数で、配当を考慮したものです。

日本国債 NOMURA-BPI 国債

野村證券株式会社が算出・公表している、日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。

先進国債 シティ世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし、円ベース)

Citigroup Index LLC が算出・公表している債券インデックスで、日本を除く世界の主要国の国債の価格と利息収入を合わせた総合投資収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。

新興国債 JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

J.P.Morgan Securities LLC が算出・公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした、時価総額ベースの指数です。

TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、東京証券取引所に帰属します。

MSCIインデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

シティ世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、Citigroup Index LLCに帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

上記各指数の騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに、株式会社野村総合研究所が計算しております。

株式会社野村総合研究所及び各指数のデータソースは、その内容について、信憑性、定確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。 また、株式会社野村総合研究所及び各指数のデータソースは、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に 起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。







[愛称]エマージング・バランス

委託会社、その他関係法人

委託会社 BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社(信託財産の運用指図等)

受託会社 三井住友信託銀行株式会社(ファンドの保管・管理業務等)

販売会社 (ファンドの募集・販売の取扱い等)

お申込み、投資信託説明書(目論見書)のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください。

| 金融商品取引業者名 | | 登録番号 | 日本証券業協会 | 一般社団法人 日本投資顧問業 協会 | 一般社団法人 金融先物 取引業協会 | 一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会 |
|------------|----------|-----------------|---------|-------------------------|-------------------------|----------------------------|
| 株式会社大垣共立銀行 | 登録金融機関 | 東海財務局長(登金)第3号 | 0 | | 0 | |
| 株式会社京都銀行 | 登録金融機関 | 近畿財務局長(登金)第10号 | 0 | | 0 | |
| 株式会社滋賀銀行 | 登録金融機関 | 近畿財務局長(登金)第11号 | 0 | | 0 | |
| 株式会社武蔵野銀行 | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第38号 | 0 | | | |
| 株式会社SBI証券 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第44号 | 0 | | 0 | 0 |
| 髙木証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 近畿財務局長(金商)第20号 | 0 | | | |
| 日産証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第131号 | 0 | | 0 | |
| 楽天証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第195号 | 0 | 0 | 0 | 0 |